



いじめをしない、させない、ゆるさない



～いじめの発見には家庭・地域の協力が必要です！～

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

いじめのサインは見えにくいものです。深刻な状況になってしまふまで、周囲の人たちが気づかないこともあります。

子どもと関わるすべての人が、「いじめは決して許さない」という共通の意識を持ち、家庭や地域、学校がそれぞれの役割を果たし、子どもたちを守り、育てましょう。

- ! **いじめとは？**
- **どの学校にも、どの子どもにも起こりうる**
9年間のいじめの追跡調査によれば、「仲間はずれ、無視、陰口」をされた経験があると答えた子どもが9割、した経験があると答えた子どもが9割という結果が出ています。誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性があります。
 - **いじめ？いじめじゃない？**
いじめではなく、からかいや悪ふざけだといいういじめもあります。いじめにあたるかあたらないかは、いじめられた子どもの立場に立って判断するものです。
また、自覚のないまま、面白がってあおったり、見て見ぬ振りをしたりすることで、いじめを助長していることもあります。
 - **インターネット上のいじめ**
スマートフォンや携帯電話を使って、ブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で悪口や誹謗中傷を書き込む、無料通信アプリを使ったコミュニケーションの中でグループから仲間はずれにする、といったネット上のいじめが増えています。ネット上のため、周囲の人が気づかないまま深刻化してしまうことがあります。
 - **犯罪行為にあたるいじめ**
いじめは、その行為や態様によって、犯罪行為として取り扱われるものもあります。例えば、プロレスごっこ強要、小突く、たたくといった行為は暴行罪につながります。インターネット上で実名をあげて中傷すれば、めいよきそん めいじょく名誉毀損罪・侮辱罪につながります。



大切なことは、お子様の言葉や行動の小さな変化を見逃さないことです。
気になることがありましたら、学校や相談機関にご相談ください。

(詳細については裏面をご覧ください)



ご家庭では

◎ 子どもと過ごす時間を作る

学年が進んでも家族と過ごす時間はとても大切です。家族で調整して時間を合わせ、学校の話や友達、将来について話す時間を作りましょう。また、休日には、行楽にスポーツにと家族で様々な体験をする時間が、子どもの表現する力や思いやる心を育むことにつながります。

◎ 子どもの様子にアンテナを張る

子どもの言葉や行動の小さな変化が、友人間のトラブルやいじめの被害に悩んでいるサインとなり、また、不登校につながる問題の芽を含んでいることもあります。下の項目を参考に子どもの様子をチェックしてみましょう。

- 1 元気がない、食欲がない
- 2 朝になると体調不良を訴えて、なかなか登校しない
- 3 無気力でぼんやりし、いつも沈んでいる
- 4 人目を避けて、ひとりで物思いにふけっている
- 5 学習成績や進路等のことで悩んでいる
- 6 会話の中で学校や友人にに対する不平不満が出てくる
- 7 「死にたい」など「死」につながる言動がみられる
- 8 パソコンやスマートフォン等をいつも気にしている

- 9 学校での様子や、学校外の出来事について、話したがらない
- 10 理由もなく帰宅時間が遅くなる日が増える
- 11 手や顔にけがをして帰宅しても、理由を話さずあいまいにする
- 12 服や持ち物が汚れたり、壊されたりしている
- 13 金銭の浪費が目立ち、小遣いを多く要求する
- 14 買った覚えのないものを持っている
- 15 反抗的な態度をとり、家族や身近な人たちに暴力を振るう
- 16 気に入らないことがあると、物に当たったりする

～ 子どもの家庭における表情、言葉づかいや行動などの変化を見逃さないでください ～

◎ 子どもの変化に気付いたら・・・

子どもの変化に気付き、もしかするとといじめを受けている、いじめをしているかもしれないと思ったら、子どもとよく話をしてください。子どもの思っていること、感じていることに耳を傾け、じっくりと聞いてあげてください。

心配な場合には、遠慮なく学校や関係相談機関にご連絡・ご相談ください。早期に発見することによりいじめ等の深刻化を防ぎ、子どものいのちや身体を守ることにつながります。

◎ 子どもをいじめから守りましょう。

もし、子どもがいじめを受けていたら、いじめから守るという姿勢を子どもに示してください。また、すぐに学校に相談・通報するとともに、家庭や地域、学校がともに協力しながら、子どもの安全と安心を確保し、いじめから子どもを守りましょう。

学校では



○ いじめを積極的に認知します。

生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、日常的にアンケートや面談を実施するなど、いじめを積極的に認知します。

○ 学校が一丸となって取り組みます。

各学校のいじめ防止基本方針に則り、計画的・組織的にいじめの未然防止から早期発見・早期対応に至るまで、学校・教員・生徒が一丸となって取り組みます。

○ いじめに対して毅然とした対応を取ります。

生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しつつ、いじめの状況に応じて、懲戒や特別な指導のほか、警察との連携による措置も含め、いじめに対しては毅然とした対応を取ります。

◆ 相談窓口 ◆ いじめ110番（24時間対応・年中無休）

電話：0466-81-8111 （県立総合教育センター内）

◆ 問い合わせ先 ◆ 神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課

平成27年3月

電話：045-210-8295 フax/fax：045-210-8937